

令和 7 年

第 6 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会  
令和7年6月26日(木)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
令和7年6月26日(木) 10時 0分
- 2 招集場所  
5階 第2委員会室
- 3 出席委員  
教育長職務代理者 吉兼 法子  
委員 鬼頭 良典  
委員 尾崎 環  
委員 内山 智之
- 4 出席職員等 山田教育長  
井上教育部長  
吉本教育総務課長  
古城指導室長  
井上学校管理課長  
木村防災食育センター長  
森生涯学習課長  
増田文化課長  
鍋山スポーツ振興課長  
加來教育総務課課長補佐兼教育政策係長
- 5 議題及び議事の概要  
別紙
- 6 閉会 11時 22分

教 育 長

---

指 名 委 員

---

令和7年6月26日

開議 10時00分

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

定刻となりました。開会前に資料の追加がございます。当日配付とさせていただきます  
おりました、議案第19号の資料となります。

それでは山田教育長、お願いします。

## 1. 開会

○教育長 山田英俊君

定足数に達していますので、令和7年第6回定例教育委員会を開会いたします。

## 2. 前回会議録の承認

○教育長 山田英俊君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

なお、今回会議録の署名委員は、会議規則第17条の規定により内山委員にお願いします。  
よろしく願いいたします。

(内山君「はい」の声あり)

## 3. 教育長事務報告

○教育長 山田英俊君

続きまして、教育長事務報告についてです。

事前にお配りしています資料の1ページ目をご覧ください。5月27日から6月26日  
までの事務と、6月27日から30日までの予定を記載しております。

5月27日、防災会議が市役所の4階庁議室でありました。

28日は、青少年育成市民会議理事会・役員会。そして夜は市P連の総会があっ  
ています。

それから、30日に市民大学の前期講座の開講式がございました。こすもっぺの行橋  
まつり振興会の通常総会が同じく30日金曜日にあります。

31日は土曜日ですが、中学校の海外体験学習事業、これはグレイス・チャーチ・ス  
クールのホームステイ事業ですが、51名の生徒の申し込みがあって、12名を選出し、  
各家庭には通知をしたところであります。今後、研修を行って派遣というかたちになり

ます。

それから、6月3日に市議会の本会議がございました。午後は中学校の教育研修会に行き、挨拶をしています。

それから、6月8日に歯と口の健康フェア、これはパンジープラザでありまして、これは各1市2町の首長と教育長が集まりまして、表彰式等がありましたので、それに参加しております。

9日から4日間、市議会の一般質問がございました。

それから14日、市美展の表彰式がコスメイトのホールでございました。たくさんのお出品者の中で表彰が行われました。

それから20日に市議会の本会議の最終日がありまして、午後、京築地区の中学校の校長会の総会があり、夜は懇親会に参加いたしました。

21日は、る〜ぷるフェスタに参加しました。

それから、きょうですね、ここにはちょっと書いていませんが、先ほど中京中学校裏の水田で小倉城の鏡餅を作るための御田植祭というのがございまして、それに出席しています。

後は予定であります。以上ですが、何か御質問がございましたらお願いします。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

5月31日の中学校海外体験学習事業、今年度51名中12名ということですが、中学校は、6中学校それぞれから申し込みがあったのでしょうか。

○教育長 山田英俊君

ありました。あって、全校1名以上は参加になりました。これは、意図的ではなくて、しっかり面接と、それから作文ですね、それを英会話力、その3種類の選考試験を行いまして、総点で見ていったときに全校1名以上になりました。以上です。

○委員 吉兼法子君

ありがとうございます。

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

#### 4. 議事

(1) 議案第19号 令和8年度当初予算編成に係る臨時的経費及び社会保障経費について

○教育長 山田英俊君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議案第19号 令和8年度当初予算編成に係る臨時的経費及び社会保障経費についてです。

こちらにつきましては、議会上程事案に深く関わる内容となりますので、非公開での説明としたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第19号は、非公開とさせていただきます。

非公開のため、その他事項が終了した後に説明をさせていただきます。

## (2) 議案第20号 行橋市放課後児童クラブ条例施行規則及び行橋市図書館等複合施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 山田英俊君

続いて、議案第20号 行橋市放課後児童クラブ条例施行規則及び行橋市図書館等複合施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料の3ページをお願いします。

皆さん御存知のとおり、現在、従来の健康保険証につきまして、マイナ保険証への移行が進められており、令和6年12月2日以降は、新規の健康保険証の発行が停止されております。また、マイナ保険証を持ってない方については、加入する医療保険者から資格確認書が交付されている状況です。このような状況を受けまして、教育委員会の例規において、本人確認書類として保険証が明記されている規則について、「保険証」を「医療保険」又は「資格確認書等」とする改正を行うものでございます。

5ページから12ページに新旧対照表を添付しておりますが、対象となる規則及び様式としては、行橋市放課後児童クラブ条例施行規則における児童クラブ利用申請書、そして、行橋市図書館等複合施設条例施行規則における図書館利用者カード交付(変更)申請書となります。以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第20号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

### (3) 議案第21号 行橋市教職員の働き方改革取組指針令和7年度版の制定について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第21号 行橋市教職員の働き方改革取組指針令和7年度版の制定について、説明をお願いします。

指導室、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

それでは、行橋市教職員の働き方改革取組指針令和7年度版の制定について説明します。14ページを御覧ください。

行橋市は、福岡県の教職員の働き方改革取組指針に沿って、行橋市教職員の働き方改革取組指針を令和3年度に制定し、令和3年度から令和6年度までの4年間で、時間外在校等時間、超過勤務を360時間以内、月45時間以内とすること、緊急の課題として、月80時間超の超過勤務の解消に取り組むことを数値目標として様々な取組を推進してきました。

この14ページの(2)本指針の趣旨・目的の5行目からの記載しておりますが、定時退庁日の設定、学校閉庁時刻の設定、学校のICT化、部活動指導員の配置等の取組により、時間外在校等時間全体については減少傾向が見られています。しかし先ほどの2つの数値目標を達成することは実現できていないのが現状です。これは、福岡県も同じ状況にあります。

そこで、令和7年3月に、福岡県が教職員の働き方改革取組指針を改定したことを受け、今回、行橋市教職員の働き方改革取組指針の記載内容を一部、加筆・修正し、令和7年度版として制定いたします。

それでは、昨年度からの加筆・修正点を中心に、4つの点について説明します。

1点目は、本指針の目的についてです。14ページの青い枠で囲まれた中に記載されていますが、①教職員のワークライフバランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること。②教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることです。この目的は、今までどおりで変更していません。

次に15ページを御覧ください。2点目は、働き方改革のポイントを加筆している点です。①目標の明確化、②意識改革の重要性、③業務の見直しの3点をポイントとして示しています。

3点目は、数値目標の設定についてです。これも今までの数値目標と変更はありません。時間外在校等時間を360時間以内、月45時間以内とすること、月80時間超の時間外在校等時間を解消することを設定しております。

次に16ページを御覧ください。4点目は、具体的な取組についてです。基本的には、今までの取組を継続・充実させていくことにしています。最初の制定からしばらく時間が経っておりますので、簡単ではありますが、主な取組について説明します。

まず(1)教育委員会における働き方改革推進体制につきましては、②のように、学校閉庁時刻を18時から19時に設定したり、③のように。

失礼しました、①②の次に、本来なら③④と続くのですが、すみません、番号がまた①から始まっています。

上から3番目の③学校閉庁日の設定です。学校閉庁日を夏季休業中等の長期休業中に設定し、年休等を連続して取りやすいようにしたりしています。また、下から2番目です。保護者や地域住民の理解・啓発に向けて、連絡アプリやホームページ等で、働き方改革についての周知を行っていきます。

次に17ページを御覧ください。

(2)学校の業務改善・効率化の推進につきましては、③学校のICT化として、校務支援システムの更新やロイロノートの活用についての研修の実施、ICT支援員の配置を行っております。

(3)部活動の負担軽減につきましては、①部活動休養日の設定および徹底を校長会等で周知したり、②単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動外部指導員の全校配置を継続的に行ったりしています。

続いて18ページをご覧ください。(4)教職員の役割の見直し・専門スタッフの活用等につきましては、①スクールソーシャルワーカーを2名雇用したり、すくすく相談室に特別支援教育アドバイザーを2名雇用し、昨年度から1名のアドバイザーの勤務時間数を増加させたりしております。

(5)管理職の意識改革につきましては、①勤務情報の共有として、ICカードによる勤務時間管理システムで所属職員の勤務状況を把握し、特に月80時間以上を超える教職員に対しては、原因の分析や改善策の実施などを行うよう指導をしています。

(6)教職員の意識改革につきましては、①働き方改革の目的・趣旨への理解をより促進し、ワークライフバランスを取れた生活を行うことが、教職員自身にとっても、子どもにとってもプラスになるという意識を深く浸透させていくようにしてまいります。

説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたらお願いします。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

教職員の働き方が課題となっているなかで、改革の取組指針を作られたというのは、

とても意義のあることだと思っております。御苦勞様です。

幾つか質問させていただきたいのですが、16ページの3の(1)の①の黒丸の2つ目なんですが、年4回開催する働き方改革検討委員会というものは、どのようなもので、どういうふうに設置されているのかというのを、まず一つお願いします。

○教育長 山田英俊君

指導室長、お願いします。

○指導室長 古城敬三君

これにつきましては、不祥事防止対策検討委員会を年4回していますので、その中で働き方改革に関することも取り入れています。ですので、兼ねて行っているというのが現状でございます。

○委員 吉兼法子君

この検討委員会を開くことによって、また職員の多忙感が広がるということになれば、本末転倒になるので、できるだけ時間のスリム化をお願いしたいと思っています。

それともう一つなんですけど、続けていいでしょうか。

○教育長 山田英俊君

はい、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

教職員の意識改革のところですよ。18ページの(6)教職員の意識改革なんですけど、①職務内容の合理化の推進があります。これは大事なポイントだと思うんですけども、具体的には各学校で合理化をどのように進めようとしているのか、教育委員会として把握されていますでしょうか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

具体的にそれぞれの学校がこれをしているというレベルでの把握はできておりませんが、研修や職員会議の回数、それから内容や方法ですね、見直し等は行っておりますので、それによって合理化を進めるところです。

後は行事等、教育活動に関することにつきましても、これはもう以前から進んでいることですので、継続して行う内容になりますが、行事等の精選等を行い、時間数は減った中でも子どもにとっては、やはり心の成長や学力向上に関する学習は止めないようになっています。

○教育長 山田英俊君

いいですか。吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

実際のところ、各学校の現場においては、働き方改革が進んでいるという意識が教職員の中にあるのかどうなのかというのは、いかがでしょうか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

難しい質問です。全体の時間数で言えば、実は小学校も中学校も、特に小学校はここ数年、明らかに減少傾向にあります。ただし、例えば先ほど80時間超の教職員、これについては変わらない状況です。ということは、働き方改革がかなり進んでいる教職員と、やはり業務量の多さから、なかなか進めていない二極化が進んでいるというのが、その数値から言えると捉えています。

ですので、学校については、ここ何年もかけて働き方改革はですね、学校行事の精選や職員会議等のスリム化、それから定期テストの前や成績付けの前は少し子どもを早く帰らせて、職員が事務作業をできるようにという取組を行っていますので、最後は一人一人の意識を、この日はこの時間で終わりにするというのを徹底していくと。

そして最後に申しましたが、ワークライフバランスが取れることが先生たち自身にとってもプラスですし、またそれが、教職員が心身ともに健康で充実したうえで子どもに向かうことができれば、また子どもにとってプラスになるということを継続的に学校長を通じて指導していくことによって、最終的には一人一人の意識改革によって、またさらに進んでいくんじゃないかと思います。

ですので、正直、把握はできておりませんが、二極化が進んでいるというのが現状ではないかと考えています。

○委員 吉兼法子君

難しい問題だと思いますけれども、教員不足を引き起こしている一つの原因かと思えますので、ぜひその辺のところをしっかりと取組んでいけたらなと思っています。よろしくお願いします。

○教育長 山田英俊君

では尾崎委員、どうぞ。

○委員 尾崎環君

すみません、私の場合は、教育長さんをお願いなんですけど、今おっしゃられたように、本当に二極化が進んでいてですね、一生懸命にやられる先生って、本当に関わっていて、勤務時間であろうがなかろうが頑張られていると思うのですが、やっぱり体制というか制度的に改革していかないと、なかなかこれはできないと思います。

行橋市は二学期制になっているので、評定時間というか、三学期制の学校は、今から評価に関する業務がまた入ってきますよね。でも2学期制にすると、この時間が削減さ

れるというのと、それから私たちが教員をしていたときに、高学年になると空き時間がなかったんです。4時半に子どもたちとさよならしたら、丸付けするのはそれから、それとか給食時間に給食を早く食べて丸付けの時間。

それで、よその県に聞いてみたところ、図工と体育と音楽と理科は専科があるので、その専科の先生たちが教室に入ってくれている間に丸付けをするというような、神奈川県とかですね、そういうことを聞きました。

福岡県にも、それをちょっと聞いてみると、同和教育推進教員がいるから、その分の人件費で、そこら辺の教科担任は賄えないというふうに言われたんですよ。

今を考えると、今度は特別支援学級がとっても増えてきて、そこら辺、特別支援学級の先生方に払うお給料がということで、また専科の先生を雇えないという、そういう体制的なことは分かるんですけど、そのこのシステム的なところを県として変えていくようなお願いというのは、できないのかなと思っています。

○教育長 山田英俊君

今は、同和教育推進教員はありませんので、今は支援加配教員になっています。だから同和教育推進教員はいません。

○委員 尾崎環君

そうですね、いませんね。

○教育長 山田英俊君

その支援加配教員を、国は専科にかえようというふうに進めてはいるんですね。だから若干そこが減って専科にかわっているというところがあります。

新たに専科教員を増やそうという流れは、文科省も言っていてですね、ただ、具体的に何人増えるというようなことは、まだ全然下りてきてはないんですけど、そういう方向にあるのは事実なんですね。

それと二学期制によって、確かに通知表を付けるのが2回になった、これは小学校にとっては大変好評ですよ。今はプール指導があっっていますが、プール指導もできる。

要は通知表を夏休みに付けられるからですね。そういう意味では大変いいのですが、逆に中学校についてはですね、いま特別選考という制度が始まって、結局推薦が2回あるんですね。最初の推薦に間に合うために内申の点数を、どうしても直近の成績を出したいと。二学期制だと9月のテストと3月になっちゃうんですよ。そうすると9月のテストが1月の特別選考という、間が結構空いているので、もう1回昔の三学期制のようなテストがしたいということで、中学校だけは、いま3回テストをやっています。二学期制は変わらずに、という実態があります。

ですから、中学校は、もうテストは3回でもいいと、子どものために3回やらせてくれということで、もう行橋市では、それに踏み切っているところであります。そこは、

小と中の昔からのどうしても教科担任制と、それから学級担任制との違いの中で起きることであろうと思います。

いま尾崎委員が言われたように、小学校の担任の時間数を減らすには、たぶん専科教員の導入しかないだろうと思うんですね。そこはまた県に要望していこうと思います。

○委員 尾崎環君

ぜひぜひ。やっぱり専科教員になると、空き時間があつたら、その時に丸付けをしてあげたりする専科教員と、もう何もしないで時間が過ぎていく先生方も人それぞれおられるので、そこがですね、また制度的によろしくお願いします。

○教育長 山田英俊君

分かりました。

他にありませんか。

鬼頭委員、どうぞ。

○委員 鬼頭良典君

部活動推進員の配置のところですが、令和7年度は6名ということで、6年度に比べて増えたんですか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

増えてはおりません。令和6年度と同じ数になっています。

○委員 鬼頭良典君

同じ人が同じ部活動で継続ということですね。

○指導室長 古城敬三君

はい。

○委員 鬼頭良典君

そのうえで、部活動の地域展開というところがありますけども、その方向性というところを聞かせていただけたらなと思います。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

これは案ですが、国は、令和13年度をめどに地域移行、あるいは地域展開というのを出されております。本市につきましては、今年度、部活動の地域移行の連絡協議会を本年度から設置して、いわゆる組織をつくって、指導室だけではなく、学校の校長会や生涯学習課、スポーツ振興課と関連する機関、人たちが組織したことで、どのように行橋市が部活動の地域移行に展開していくのがいいのか、ということ協議していくよう

に検討しております。

その中で来年度、これもその会議の中の結果次第なのですが、先行の部活動で少し実施を、来年度あたりで決めて、令和9年度くらいから一部先行実施ということで計画しておりますが、これもまだ協議会次第になりますので、詳しくは、まだ決定していないのが現状です。

○委員 鬼頭良典君

令和13年度を目指して、というふうなイメージでよろしいですか。

○指導室長 古城敬三君

今のところ国に合わせて、そのような予定にしています。

○委員 鬼頭良典君

ぜひ、そういったところは求められている時代かなと思いますので、より子どもたちが活躍できるような状況をつくっていただけたらなと思います。ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

内山委員、どうぞ。

○委員 内山智之君

今の教職員の働き方改革の勤務時間の把握については、ICカードというところでの勤務時間の実態の把握というところがあると思うんですけど、実際に出される、会社で言ったらタイムカードみたいなものですかね、それが実態と合っているかどうか。

出てくるものを鵜呑みにするのは簡単な話かもしれませんが、実際の現場では、たぶん違うことが起こっているのだろうなという声を聞いたことが過去にあったもので、もう少しICカードの勤務時間の把握を前提に、実際に学校によって現場の状況というのは違うと思うんですね。事情も違うし、そこを少しヒアリングというところもうたってはいると思うので、もう少し丁寧にケアをしてあげて、何かそれを解決できるような、全校一斉のルールではなくて、それぞれ抱えている何か事情を、もう少し歩み寄って解決できる方法を考えてあげられればなと思うんですけども、なかなか現場と教育委員会の温度差というのは多少あると思うので、現場の悩みというのを掘り下げてヒアリングして、何かしらの改善策をとってあげられれば、教育委員会も現場も歩み寄って、またいい方向にいくのではないかと思ったりします。

これは、そういうことをしていただければというだけですので。

○教育長 山田英俊君

指導室、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

タイムレコーダーにつきましては、朝出勤して、残業も含めて帰る時に通すという、これは基本です。もちろん平日もそうですけど、部活動を平日にした場合もそうですし、

土日に部活動、あるいは繁忙期については、準備等で土日に出勤している先生がおるのも現状です。ですので、その場合もタイムカードは、きちっと純粹にいわゆる仕事をした時間についてはタイムカードを押して、ちゃんと記録に残すようにということは、改めて校長会を通して指導しております。

ですので、基本、タイムカードで本人が、私はきょうここからここまで働いたという時間は、実際に働いた時間とイコールになるように指導はしております。ただ、後は個人でですね、ちょっとずれがあるかもしれませんが、委員会としては、そこが同じになるようにきちんと管理してくださいということは、校長会でもお願いして職員に指導をしてもらっているところです。

それから、超過勤務等の実態につきましては、各学校からタイムカードの結果があがってきます。委員会としては全体の傾向ですね、学校とそれから小学校別、中学校別とかで傾向を示しますので、全体を見渡しながら自分の学校は超過勤務が多いとかいうのは、増加傾向なのか減少傾向なのかは、学校長が把握できるような資料は毎月送っているところです。

ただ、ではどの先生がどの月にどのくらい多く働いていたということについては、学校のほうも当然データがありますので、それにつきましては、各学校のほうで把握して、例えば80時間じゃなくても45時間を超えた方でも、やはり普段の様子を見られて、ちょっと疲れ気味だとか、ちょっと心配、2カ月くらいちょっと多めの月が続いている場合は、学校長のほうから面談を行ったり声掛けをしてもらったりして、配慮をしながら、どうして多かったかと分析して一緒に考えてあげたりして、なるべく超過勤務が続かないように支援していただくように校長会にお願いしているところです。

必要に応じて学校長からまた話があればですね、委員会も対応というかお話を聞いていこうということは思っております。今していることについては以上になります。

○教育長 山田英俊君

今、期首面談の時期ですよ。

○指導室長 古城敬三君

はい、そうです。

○教育長 山田英俊君

その時に、また個人的にお話もできますね。

○委員 内山智之君

やっぱり先生たちの心の健康ってとても大事だと思いますので、先生たちあつての教育ができるということもありますので、さっきのワークライフバランスというの、要は自分時間も作ってほしいですし、楽しいことも大事だと思っているので、ぜひよろしくお願いします。

○教育長 山田英俊君

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第21号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

#### (4) 議案第22号 行橋市教職員のSNS等利用に関する基本方針の改訂について

○教育長 山田英俊君

次に、議案第22号 行橋市教職員のSNS等利用に関する基本方針の改訂について、説明をお願いします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 古城敬三君

それでは、20ページを御覧ください。

まず、改定部分につきましては、2 定義に記載されているソーシャルワーキングサービスの例として、旧TwitterからXへと名称が変更している点がまず一つあります。また、ファイル共有やコミュニケーションのためのサービスの例として、Microsoft Teamsというのが以前はありませんでしたので、実際使っておりますので、それを追加しております。

他にも、一部内容が重複する箇所があったため、再整理して記載していますが、大きな内容に変更はありませんので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、本基本方針の概要として3つの点について簡単ですが説明いたします。

1点目は、1 基本方針についてです。学校管理下において行うものを除き、SNS等を利用した児童生徒への連絡は禁止する。としています。

2点目は、3 学校管理下におけるSNS等を利用した児童生徒への連絡についてです。学校管理下の連絡とは、学校が管理し、児童生徒及び教職員に付与されたアカウント等、Gmail、Microsoftメール、ロイロノートを使用して、オンライン教科指導や、部活動指導上の簡易な連絡をすることを言います。この学校管理下の連絡には、2つあります。それが(1)(2)に書かれております。

1つは、学校から児童生徒及び教職員に付与されたアカウントやメールアドレスを使用し、原則として公用の端末、校務用パソコン、授業用タブレットを用いて送受信することです。

もう1つは、学校の使用許可を得た個人アカウント等による連絡です。予め校長の許

可を得ることにより、個人で取得したSNS等のアカウント等を用いて業務上必要な連絡を行うことができます。校長への許可申請は22ページにあります、この別紙により行うようになっていきます。状況に応じて随時相談・申請を行い、校長は教育委員会に報告をするようになっていきます。また、個人アカウント等の収集に当たっては、児童生徒及び保護者の同意を得ること、収集した個人アカウント等の情報は厳正な管理を徹底することとしています。

3点目は20ページの、4 児童生徒等への対応についてです。児童生徒から、意図せずSNS等によるメッセージを受信する場合があります。その場合は、学校管理下におけるSNS等を利用した連絡を原則としておりますが、緊急を要する相談や児童生徒の生命身体に危険が生じている場合等、速やかに返信する必要がある場合は、適切に対応した上で、事後速やかに管理職等へ報告することとしています。

簡単ですが説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

内山委員、どうぞ。

○委員 内山智之君

質問ですが、4の児童生徒への対応の(2)の3行目ですが、一見相談ではないような文章で何らかのサインという表現をされていると思うのですが、これはたぶん教職員の先生方に何かしらの、児童が何か助けてというような、いま心境なのかなという声の、何かしらの研修とかはあるんですか。助けてという声をあげているのかどうかというような、何かキーワード、例えば言葉のキーワードもそうですが、そういうのが先生たちによって一人一人感じ方が違うと思いますので、そのヘルプサインというか、どういうときに心の底から助けてと言っているのかなという、何かしらの研修とかは、特にはないのでしょうか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

具体的にどの学校がこうするというのは把握していませんが、例えば研修ではないのですが、県のほうから毎年ですね、児童生徒のSNSのキャッチの仕方とか、あるいは相談の窓口のリーフレット等がきます。それから自殺防止のための啓発の文書がきますので、それを貰ったときに、当然子どもたちには、学校の先生や親に言えない時は、こんな相談センターがあるよ、メールとかがあるよ、というのは配るようにしているんですけど、ただプリントを配布するとかじゃなくて、当然教員も配布するためには、当然子どもが、聞こえない声を、態度とか様子で示していることがあるということを当然し

っかりキャッチするように努力する必要がありますし、それを踏まえたうえで子どもたちにも話していく、そして今ロイロノートがありますので、子どもたち一人一人の端末の中にそうやって相談できる連絡先も入れておりますし、すぐ一で配信をしたりもしております。

学校によっては危機管理に関する研修だとか生徒指導の研修のときに、そういうふうに見童生徒の理解だとか、そういう子どもたちのSOSをキャッチする研修をしている学校もあるかもしれません。そのようなかたちで教員については危機意識、アンテナを張って子どもたちの普段とは違う様子についてはキャッチして、教員同士で共有したり管理職に報告したりするようにはやっておりますので、それで子どもたちの声に出ない声をキャッチするようには努めているところです。

これも継続的に委員会からも学校のほうに啓発してまいろうと思います。

○委員 内山智之君

ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

よろしいですか。

(内山君「はい」の声あり)

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第22号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

## 5. 報告事項

### (1) 報告第16号 6月定例議会の議案の議決状況について

○教育長 山田英俊君

それでは、報告事項に入ります。

報告第16号の6月定例議会の議案の議決状況について、説明をお願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料24ページをお願いします。

今回の6月定例議会へは、まず、議案第35号として、行橋市立小中学校タブレット等機器の取得について、こちらについては、今年度は福岡県の共同調達に本市も参加し、選定された事業者から、2,515台を一括購入することを御説明し、全員一致で原案を可決いただいたところです。

続いて、議案第36号 令和7年度一般会計第1次補正予算につきましては、まず、指導室では、市内小学校5校、中学校1校を指定しての、ふくおか学力アップ推進事業の実施にかかる予算を、学校管理課では、行橋市条件付返還免除型奨学金にかかる債務負担行為の設定を、スポーツ振興課では、行橋市武道館の空調整備及び耐震化工事にかかる予算を、以上のような内容の補正予算を計上いたしまして、賛成多数で原案を可決いただいたところです。

また、次のページ以降に、文教厚生委員会での審議における各課への指摘、質問事項を添付しておりますので、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。  
ちょっと30ページくらいありますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

## (2) 報告第17号 人事案件について

○教育長 山田英俊君

それでは、次に報告第17号の人事案件についてですが、1点目の事務局職員の休職については、後ほど非公開で説明を受けることとします。

では、2点目の会計年度任用職員について、説明をお願いします。  
まず指導室から、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

2つあります。1つ目は、市雇用常勤講師を新規で長峡中学校に配置するものです。  
2つ目は、アシスタントティーチャーを新規で行橋中学校に配置するものです。  
説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

1点目は長峡中学校ですね。

○指導室長 古城敬三君

はい、長峡中学校です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、御意見等はありませんか。  
吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

長峡中学校に派遣される常勤講師の方の指導教科などは分かりますか。

○教育長 山田英俊君

どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

社会科でございます。

○委員 吉兼法子君

授業をされるんですね。

○指導室長 古城敬三君

はい、授業をしております。

○教育長 山田英俊君

いま教員が足りませんので、この方も臨免で、社会科の免許を認めてもらって社会を教えていただくというかたちです。

他にありませんか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

関連してお尋ねします。長峡中以外の小中学校にも教員が補充されていない学校があると聞いていますけれども、そのところの今後の運用状況はいかがでしょうか。

○教育長 山田英俊君

では全体的なことをお願いします。議会でも聞かれましたので。

○指導室長 古城敬三君

そうですね、議会でも聞かれたのですが、年度当初、スタート時はですね、11名とありました。ただそれは、年度末から年度当初にかけて臨時免許状だったり講師に声掛けをして、実際に任用まで時間がかかるので、実際に始業式から4月の終わりくらいまでには、教員不足は6名まで改善はしてきました。その途中で産休・育休に入る、あるいは病休に入る、あるいは病休が明けるというのがありますので、多少前後しておりますが、6月の最初の段階では6名程度です。

ただし、男性による育児休暇も今は制度としてありますので、それで取る職員が、学校がありますので、期間によっては6名から増えて8名になっている状況もあります。

同じ学校に欠員が重なっている状況も正直ありますので、学校によっては、ちょっと教員不足が非常に厳しい状態にある学校が数校あるのも事実です。

○委員 吉兼法子君

そうですね。男性が育休を取ることについては、もちろん制度的にはOKなんですけれども、実際に困っていらっしゃる学校があるというのを聞きますので、その辺の補充の予定などは、見通しが立っていますでしょうか。

○教育長 山田英俊君

指導室長、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

県の配置ですので、その制度があるので当然配置すべきなんです、これはもうずっと継続的に問い合わせ強く要望もしているのですが、現在登録している任用可能の人は、もうゼロという状況がここしばらく続いています。

市教委はもちろん学校も年度末も探して年度当初も、今も声かけして探しているのはあるのですが、正直この時期に新たに免許を持っている、あるいは臨免でしょうかという方は、なかなか見つけられていないというのが現状です。

ですので、今ある体制で何とか工面して学校がやっていたらというものが現状です。

○委員 吉兼法子君

そうすることによって各教職員がまた心身共に疲労をきたしてという悪循環になることもあるので、そここのところ働き方改革を進めていかなければならないと思います。

○教育長 山田英俊君

本当に悩ましいですね。努力して、退職した先生方にも何件か電話したのですが、なかなか勤めていただくというわけにはいかないようにあります。なかなか難しいです。他にありませんか。

(「はい」の声あり)

## 6. その他

○教育長 山田英俊君

それでは次に、その他となりますが、何かありませんでしょうか。

(特に声なし)

なければ、次に次回開催日について、説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

次回開催は、日時は7月11日金曜日10時00分から、場所は303会議室でいかがでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

○教育長 山田英俊君

では、次回定例教育委員会会議の日程は、7月11日金曜日10時から、303会議室で行いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここからは、非公開での審議といたします。

10時50分

=====非公開=====

※議案第19号について承認。

## 7. 閉会

○教育長 山田英俊君

以上で本日の議事内容は、終了です。

これをもちまして、第6回定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 11時22時